

独立行政法人国立病院機構相模原病院入札公告

令和7年10月24日
独立行政法人国立病院機構相模原病院
経理責任者 院長 安達 献

1. 調達件名及び予定数量

令和7年度医薬品購入契約（不落分）
MSコンチン錠30mg 他
別紙品目内訳書のとおり

2. 競争見積参加に必要な資格

厚生労働省（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のA、B、又はC等級に格付けされ、
関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

3. 契約条項、入札書及び入札説明書を交付する場所及び期間

場所：独立行政法人国立病院機構相模原病院事務部企画課契約係
期間：令和7年10月24日（金）～11月19日（水）月～金の9時～17時
※但し12時から13時までの間は除く

4. 競争入札書提出の場所及び開札

場 所：独立行政法人国立病院機構相模原病院事務部企画課契約係
提出期限：令和7年11月19日（水）17時00分
開札日時：令和7年11月25日（火）13時30分
開札場所：臨床研究センター3階研修室

5. 納入期限・場所

納入場所 独立行政法人国立病院機構相模原病院
履行期間 令和8年1月1日から令和8年9月30日まで

6. 競争入札の概要

1) 入札方法

4. の場所及び期間までに3. の入札書を提出すること。
入札書には日本円により、1. の調達件名に係る諸費用をすべて含めた価格を提示すること
（消費税は除く）。入札書は封書に入れ密封し、
「令和7年11月25日開札 令和7年度検査試薬購入契約（不落分） 入札書在中」
と朱書きしなければならない。又、入札書提出方法は持参または郵送のみとし、ファクシミリ、
電子メールその他の方法は認めない。開札実施中の当院事務室への入室は、
一業者当たり1人とし、事務室内での業者間の会話及び携帯電話の使用は控えること。

2) 入札書の無効

次の入札書については無効となるため、提出の際は十分に確認すること。
①添付された等級決定通知書又は登録通知書の写しが指定した等級以外のものであるもの。
あるいは添付されていないもの
②入札年月日、法人名称・住所（支店・営業所の場合は同名称・住所）、代表者職氏名の
記載漏れ、誤り及び代表者の押印のないもの
③入札金額が訂正してあるもの及び不正確なもの
④3. の入札説明書に掲げる仕様を充たしていないもの、相違するもの又は記載のないもの
⑤複数の入札書を提出した場合は当該入札書の全部
⑥入札書の積算に誤りがあるもの

3) 契約交渉権者及び契約価額の決定

提出された有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で入札額を提示した者を落札者（契約交渉権者）
とする。また、予定価格の範囲内で同価額の入札が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定
するものとし、契約価額を交渉により決定する。第一交渉権者には、第一交渉権者決定後直ちに交渉
日時を通知する。第一交渉権者との交渉が不調となった場合、次順位交渉権者に交渉日時を通知する。
交渉場所はいずれも当院会議室（具体的な場所については交渉日時の通知と共に通知する）、交渉
出席者は1名とする。また、交渉出席者が貴社の代表権を有していない場合には、別紙の様式で示した
「委任状」の提出を要する。

なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との
交渉は打ち切りとする。

- ①他の交渉権者の交渉を妨害した場合
- ②交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合
- ③他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。
契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。）
- ④交渉を拒否した場合（「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由
なく交渉に出席しなかった場合を含む。）
- ⑤整然・平穏たる交渉を破った場合
- ⑥通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合（その目的が
交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当）
- ⑦交渉中に辞退を申し出た場合
- ⑧当初入札額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明出来ない場合
- ⑨当院経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
- ⑩交渉開始日から起算した10日以内に契約価額が決定しなかった場合以下、交渉不調の場合は同様に
交渉順位に従い漸次交渉日時を通知するが、当院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価格
決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務部掲示板に掲示する。
又、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約
手続は新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は
行われない。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することとなる。
但し、上記①～⑤に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティを課す
場合がある。

4) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から5日以内に報告すること。

この受付期間経過後については苦情は受け付けない。また、受付期間内であっても、直接に利害のない
方による苦情は受け付けない。

5) その他

照会先：独立行政法人国立病院機構相模原病院事務部企画課契約係
担当 清水
電話：042(742)8311 内線4113

なお、照会内容はこの「お知らせ」の調達に直接関係する事項のみとし、例えば国立病院機構の概要
といったもの等には応じない。

又、照会期間は本日から入札書提出までの間（但し、対応は月～金の9時～17時）とする。